主眼事項及び着眼点(ユニット型指定短期入所生活介護事業)

主眼事項	着	眼	点	自己評価
※指定居宅サービスの事 業の一般原則			者の意思及び人格を尊重し ビスの提供に努めている	
	するに当たっては,地	也域との結び付き その他の保険医療	号宅サービスの事業を運営をを重視し、市町村、他の をかービス及び福祉サービ が。	
		は制の整備を行う	皆の人権の擁護、虐待の防 うとともに、その従業者に こているか。	
	当たっては、法第118	条の2第1項に	呂宅サービスを提供するに □規定する介護保険等関連 □かつ有効に行うよう努&	Ī

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準 第3条	法:介護保険法
			基準:指定居宅サービス等の事業の 人員,設備及び運営に関する基準 (平11厚生省令第 37号)
※介護保険等関連情報の活用とPDCAサイク		解釈準用	解釈:指定居宅サ
ルの推進について		(第3の一の3(1))	ービス等及び指定
(4)は、指定居宅サービスの提供に当たって			介護予防サービス
は、法第118条の2第1項に規定する介護保			等に関する基準に
険等関連情報等を活用し、事業所単位で P D			ついて(平11老企
CAサイクルを構築・推進することにより、			第25号)
提供するサービスの質の向上に努めなければ			
ならないこととしたものである。			
この場合において、「科学的介護情報システ			
ム(LIFE)」に情報を提出し、当該情報 及びフィードバック情報を活用することが望			
及びフィードハック情報を活用することが重ましい。			
; ・ なしい。 ;「常勤換算方法」		解釈 第2の2	
・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待		71-47 AT Z 07 Z	
遇の確保等に関する法律の「母性健康管理措			
置」又は育児・介護休業法の「育児及び介護の			
ため所定労働時間の短縮等の措置」が講じられ			
ている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方			
法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべ			
き時間数を満たしたものとし、1として取り扱			
うことを可能とする。			
「常勤」			
・ 当該事業所において定められている常勤の従			
業者が1週間に勤務すべき時間数(32時間を下			
回る場合は32時間を基本とする。) に達してい			
ることをいう。ただし、母性健康管理措置又は			
育児及び介護のための所定労働時間の短縮措置			
が講じられている者については、利用者の処遇			
に支障がない体制が事業所として整っている場			
合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間			
数を30時間として取り扱うことを可能とする。			
・ 人員基準において常勤要件が設けられている 場合 従業者が産前産後休業 母性健康管理性			
│場合,従業者が産前産後休業,母性健康管理措 │置,育児休業,介護休業,育児休業に準ずる休			
遺、			
にて求められる資質を有する複数の非常勤の従			
業者を常勤の従業者の員数に換算することによ			
り、人員基準を満たすことが可能である。			
,			

主眼事項	着	自己評価
第 1 基本方針	ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の 意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生 活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて 利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むこと を支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者 の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっている か。	適 · 否
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数	ユニット型指定短期入所生活介護事業者が指定ユニット型短期 入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員 数は、次のとおりとなっているか。	適・ 否
(1) 医 師	1以上となっているか。	適・ 否
(2) 生活相談員	常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	適・ 否
	生活相談員のうち、1人以上は常勤であるか。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員を常勤で配置しないことができる。	適・ 否
(3) 介護職員又は 看護職員	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。	適 ・ 否
	介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤であるか。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。	適・ 否
	看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、看護職員を病院、診療所または訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により確保しているか。	適・否

チェックポイント	関化	系書類	根拠法令	特記事項
・ 居宅サービス計画に位置づけられている目標や課題に沿ったサービス内容となっているか、また利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、提供開始前から終了後に至るまでのサービスの継続性に配慮して、サービスの目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成し、適切に行われているか。	短期護計看護	入所生活介 画 ・介護記録		
・ 勤務表により確認する。 また、事業所独自で作成しているサービス活 動表、作業日誌等でも勤務状況を確認する。	○ 勤務○ サー○ 作業	ビス活動表	法第74条第1項 基準準用 (第121条第1項)	
・ 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設の事業に支障がない場合は兼務 可。		医療機関等 契約書又は	基準準用 (第121条第1項第 一号)	
・ 生活相談員は、社会福祉主事又はこれと同等 以上の能力を有する者とする。	〇 修了 〇 登録		基準準用 (第121条第1項第	
・ 生活相談員,介護職員及び看護職員の員数については,施設の入所者と併設事業所の利用者数とを合算した数について,常勤換算法により必要とされる従業者の数とする。	〇 免許	証	二号) 基準準用 (第121条第5項)	
(入所者+利用者) ÷3=(施設の確保すべき 員数+ 指定短期入所生活介護事業所の確保 すべき員数)			基準準用 (第121条第1項第 三号) 基準準用(第121条 第5項)	
[看護職員] 居宅基準第121 条第6項に規定する「密接な連携」とは、以下のいずれも満たしている場合のことをいう。			基準準用 (第121条第6項)	
① 病院等(病院、診療所又は訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、同項に規定する併設本体施設を含む。)をいう。②及び③において同じ。)の看護職員が必要に応じて指定短期入所生活介護事業所の利用者の健康状態の確認を行っていること。			解釈 第第3の八の1(3)	
② 病院等において、指定短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されていること。また、指定短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されていること。				
③ 病院等及び指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるよう徹底していること。				

主眼事項	着	眼	点	自己評価
(4) 栄養士	所において同時に指ュースにおいて同じのでは、これ	当該別人とは、	業でユ受型で指用期と事用な を を を を を を を を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で の の の の の の の の の の の の の	適 ・ 否
(5) 機能訓練指導員	1以上となっている	か。		適 ・ 否
	止するための訓練を行 ※「訓練を行う能力 士、言語聴覚士、 指圧師、はり師又 師又はきゅう師に 聴覚士、看護職員	う能力を有する者を有する者」とは を有する者」とは 看護職員、柔道整 はきゅう師の資格 ついては、理学療 、柔道整復師、起 訓練指導員を配置	は、理学療法士、作業療法 整復師、あん摩マッサージ 各を有する者とする。はり 療法士、作業療法士、言語 らん摩マッサージ指圧師の 聞した事業所で6月以上機	適 · 否 資格名 ()
(6) 調理員その他の 従業者	当該ユニット型指定 当数となっているか。	短期入所生活介證	護事業所の実情に応じた適	適・ 否
(7) 利用者の数		,新規に指定を受	音の数は、前年度の平均値 受けた場合は、適正な推定	適・ 否
2 特別養護老人ホームを利用する場合の 従業者の員数	用されていない居室を の事業を行うものに置 上記の規定にかかわら 特別養護老人ホームの	利用してユニット くべき短期入所生 ず,これらの従業 入所者とみなした 人ホームとして必	全部又は一部が入所者に利 へ型指定短期入所生活介護 注活介護従業者の員数は、 き者について利用者を当該 に場合における老人福祉法 必要とされる数が確保され	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・併設事業所は、本体施設に配置させていて当該施設の事業に支障を来さない場合は兼務可。 ・「他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき」とは、隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている場合をいう。		基準準用 (第121条第1項第 四号) 解釈準用 (第3の八の1(5))	
 ・ 当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することは差し支えない。 ・ 利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活指導員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 	〇 勤務表 〇 資格証書	基準準用 (第121条第1項第 五号) 基準準用 (第121条第7項) 解釈準用 (第3の八の1(4)	
・ 特別養護老人ホームを利用する場合とは、入 所者に利用されていない居室又はベッドを利用 してユニット型指定短期入所生活介護を行う特 別養護老人ホームを意味するものである。	〇 勤務表	基準用 (第121条第1項第 六号) 基準期 (第121条第3項) 基準準用 (第121条第2項) 解釈準用 (第3の八の1(1) ①)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
3 特別養護老人ホーム等に併設される事業所の場合の従業者の員数	人保健施設,介護語 特定施設入居者生活 指定を受担指といい があるが があるが があるが があるが があるが があるが があるが があ	医療院,特定施設入局 舌介護又は介護予防物 施設 (特別養護老人の 入所生活介護事業所で 内に運営が行われるも 医療法又は法に規模 れる数の従業者に加え	ム、病院、診療所、介護老 居者生活介護、地域介 時間で 時間で 時間で 時間で 時間で は は は は は は は は は は は い は い は い は い は	
4 みなし規定	護予防短期入所生活 短期入所生活 かだ 同一の事業所は、指定介護予防力 まる人員に関する	舌介護事業者の指定を の事業と指定介護予院 こおいて一体的に運営 サービス等基準第12	業者が、ユニット型指定介 を併せて受け、かつ、指定 方短期入所生活介護の事業 営されている場合について 9条第1項から <mark>第7項</mark> に規 をもって、上記1から5に なしているか。	
5 管理者	期入所生活介護事業 理者を置いているが ただし、ユニットがない場合は、当記	業所ごとに,専らその か。 ト型指定短期入所生活 该ユニット型指定短期 又は同一敷地内にある	業者は、ユニット型指定短 D職務に従事する常勤の管 舌介護事業所の管理上支障 明入所生活介護事業所の他 る他の事業所、施設等の職	兼務の有無 有 ・ 無 兼 務 職 種
第3 設備に関する基準 1 利用定員等	20人以上とし、打けているか。 ただし、基準領	指定短期入所生活介記 第121条第2項の適月 末を利用してショー	事業所は,その利用定員を 隻の事業の専用の居室を設 用を受ける特別養護老人ホ トステイを行う場合)にあ	
	ト型指定短期入所 短期入所生活介記 であって、それら	所生活介護事業所を際 隻事業所とが併設され るの利用定員の総数な	所生活介護事業所(ユニッ 余く。)とユニット型指定 れ一体的に運営される場合 が20人以上である場合にあ その利用定員を20人未満と	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・「特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われる」とは、併設本体施設の事業に支障が生じない場合で、かつ、夜間における介護体制を含めてユニット型指定短期入所生活介護を提供できる場合である。 ※医師、栄養士、機能訓練指導員 併設本体施設に配置されている場合であって、当該施設に支障がない場合は兼務可。 ※生活相談員、介護職員又は看護職員 特別養護老人ホームと併設事業所の利用者数とを合算した数について、常勤換算法により必要とされる従業者の数とする。	〇 勤務表	基準準用 (第121条第4項) 解釈準用 (第3の八の1(1) ②) 基準準用 (第121条第8項)	
	〇 勤務表		
・ 他の事業所、施設等の職務に従事する場合、 事業の内容は問わないが、例えば併設される訪 問系サービスの事業所のサービス提供を行う従 業者との兼務は一般的には管理業務に支障があ ると考えられる。		基準準用 (第122条)	
	〇 平面図,求積図	基準第140条の5 準用 (第123条第1項)	
 「併設され一体的に運営される場合」とは、 併設ユニット型指定短期入所生活介護の事業に 支障が生じない場合で、かつ、夜間における介 護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供で きる場合である。 		基準第140条の5 準用 (第123条第2項) 解釈準用 (第3の八の2(1))	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	護予防短期入所生活介定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所ついては、指定介護予2項に規定する利用の	た護事業者の指定 の事業と指定介記 でにおいて一体的 がサービス等基 定員等に関する	事業者がユニット型指定介定を併せて受け、かつ、指 でを併せて受け、かつ、指 で予防短期入所生活介護の りに運営されている場合に を準第131条第1項及び第 基準を満たすことをもっ 場たしているものとみなし	
2 耐火建築物	常生活のか。 生活のか。 か。 かただての準室室での をするして、 をするして、 をするでは、 をするででででででする。 をするがといる。 にと時でのは、 でででででするがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるがといる。 にといるが、 にとい	た い が が が が が が が が が が が が が	事業所の建物(利所の建物(利所の建物)は、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個で	
	中では、 中では、 中では、 中では、 中では、 中では、 中では、 中では、 中では、 でででできる。 で	T は	がたて火付 牛生切 炎舌 う姓こ姓 外の一角 では、 一角 には、 一角 にはいは、 一角 にはいはいはいはいは、 一角 にはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはい	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準第140条の5 準用 (第123条第3項)	
・ ユニットケアを行うためには、利用者の自律 的な生活を保障する居室(個室)と、少人数の 家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室 (居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であ ることから、ユニット型指定短期入所生活介護 事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同 生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しなければな		基準 第140条の4第1項 解釈 第3の八の4(3)	
らない。 ・ 利用者の日常生活に充てられる場所(居室等)とは、居室、共同生活室及び浴室である。		解釈準用 (第3の八の2(2))	
 「火災に係る利用者の安全性が確保されている」と認めるときは、以下の点を考慮して判断すること。 ① 主眼事項4の(2)の要件のうち、満たしていないものについても、一定の配慮措置が講じられていること。 		基準 第140条の4第2項 解釈準用 (第3の八の2(3))	
② 日常生活における又は火災時の火災に係る安全性の確保が、利用者が身体的、精神的に障害を有する者であることに鑑みてなされていること。 ③ 管理者及び防火管理者は、事業所の建物の燃焼性に対する知識を有し、火災の際の危険性を十分認識するとともに、職員等に対して、火気の取扱いその他火災予防に関			
する指導監督,防災意識の高揚に努めること。 ④ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は,事業所の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと。			

主 眼 事 項	着	眼	点	自己評価
3 設備及び備品等	る設備を設けるとともに に必要なその他の設備及 ただし、他の社会福祉 該社会福祉施設等及び当 所の効率的運営が可能で び当該指定短期入所生活	こ、指定を開発した。 指に を を は を は で で で で で で で で で で で で で で で	業所には、次の各号に掲げ が生活介護を提供するため。 を利用することにより、 を利用なが生活介護等の 管定組施設等の入所者 会福社へのサービスの は開者への設備を設けなく	適・否
	入所生活介護事業所 と一体的に運営が行 にあっては、上記に 所及び当該併設ユニ ホーム等の効率的運 ット型事業所の利用 施設の入所者又は入 がないときは、当該	でわかッ営者にいてもら事能当のであるのです。これでは、のでででは、のででは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるでは、できるできるできる。	るユニット型指示 特別を選老型、 特別の 大型を表現を 大型を表現を 大型を表現を 大型を表現を 大型を表現を 大型を表現を 大型を表現を 大型を表現を 大型を表現を 大型ので 大型の 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型ので 大型の 大型ので 大型ので 大型ので 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の 大型の	
	老人ホームの場合に	あっては, 第3 ユニット型特別	るユニット型特別養護 項及び第7項第一号の 養護老人ホームとして りるものとする。	
4 設備の基準 (1) ユニット イ. 居 室	(1) 1の居室の定員は, ただし,利用者への められる場合は,2.	D指定短期入所 5	生活介護の提供上必要と認	適・ 否
	トの共同生活室に近接なお、1のユニットなお、1のユニット所生活介護の業所にお介護の提供を介護事業者の指定を介護事業者の指定を表する。業とがはユニット型指定のより、	B への C と C のいとががけ型い期の でユーが定一所用 でユーが定一所用 ががけ型がある。 でユーがに でユーがに でエーがに でエーがに でエーがに では では では では では では では では では では	当該ユニット型指定短期入ニット型指定短期入ニット型指定短期入門者(当該ユニット型指定所短期入門を受力を受ける。 対象の上限をいう)は、原のののののののののののののののののののののののののののののでは、 対象の上限をいるのののののののののののののののののののののののののののでは、 対象の上限をいるののののののののののでは、の数の上限をいるののののののののでは、 がある。 では、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ ユニットは、居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものである。 ・ 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることができる場所を設けることが望ましい。		基準 第140条の4第3項 解釈 第3の八の4(3)の ③, ④	
		基準 第140条の4第4項	
		基準 第140条の4第5項	
・ユニットケアには個室が不可欠なことから、居室の定員は1人とするが、夫婦で居室を利用する場合などサービスの提供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができる。 ・居室は、いずれかのユニットに属するものとし、以下のように当該もの共同生活室に隣接している居室は、の居室と隣接していないが、自りの居室と隣接している居室とのではいる居室に近接している居室とのではいる居室に近接して一体的に設けられている居室に他の共同生活室の自及びもに該当する居室を除く。)		基準 第140条の4第6項 第一号イ(1) 基準 第140条の4第6項 第一号イ(2) 基準準用 第121条第1項 解釈 第3の八の4(3)⑥ の口	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(3) 利用者1人当たり なっているか。	の床面積は、10). 65平方メートル以上と	適・否
	は、利用者同士の視	見線の遮断の確保	を改修したものについて Rを前提にした上で,居室 ニー定の隙間が生じても差	
	し又んない。			
		等利用者の保健律	衛生, 防災等について十分	
	考慮しているか。			最小面積の居室 (m [*])

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ユニット型指定短期入所生活介護事業所事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものであることから、1のユニットの利用定員は、おおむね10人以下とすることを原則とする。 ・ただし、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、利用定員が15人までのユニットも差し支えない。なお、この場合にあっても、次の2つの要件を満たしているか。		解釈 第3の八の4(3)⑥ のハ	
(ユニットの利用定員に関する既存事業所の特例) 平成15年4月1日に現に存する指定短期入所生活介護事業所(建築中のものを含む。)が同日において現にユニットを有している(建築中のものを含む。)場合は、当該ユニットが改築されたときは、この限りでない。 ・ユニットが改築されたときは、この限りでない。 ・ユニット型指定短期入所生活介護事業所では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、利用者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定している。		解釈 第3の八の4(3)⑥ の二	
[ユニット型個室的多床室(経過措置)] 令和3年4月1日に現に存するユニット型指 定短期入所生活介護事業所(基本的な設備が完 成しているものを含み、令和3年4月1日以降 に増築され、又は全面的に改築された部分を除 く。)において、ユニットが造られている場合であり、において、直られている場合であり、に 面積が、10.65 平方メートル以上(居室内はその面積が設けられているときれての場合にあっては、入居室内に便所が設けられているときにあるといるときにあるもの。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断されていれば、テナノバシーが十分に確保されていれば、モリライバシーが十分に確保されていても差しない。		基準 第140条の4第6項 第一号イ(3) 解釈 第3の八の4(3)⑥ のホ	
		基準 第140条の4第6項 第一号イ(4)	

主眼事項	着	眼	点	自	己詞	·価
口. 共同生活室	と つ で	流を2用の 用談該れ面利 にをさ第準号2員のし有つ者場 者話共て積用 現行れ1を(平を利人のが所 全等同いは定 にうた0満2方乗用共て要,に 員を生る,員 指事部条た)メじ者同い件当移 と楽活こ2を 定業分のす規ト得交日か満共す のん内。方じ 宅(除第のをルた流	常生活を営むための場所	適		
	(3) 必要な設備及び備品	を備えているか。		適		否
ハ.洗面設備	(1) 居室ごとに設けるか るか。	, 又は共同生活!	室ごとに適当数設けてい	適		否
	(2) 要介護者が使用する	のに適したもの。	としているか。	適		否
二. 便 所	(1) 居室ごとに設けるかるか。				•	否
	(2) ブザー又はこれに代 使用するのに適したも		るとともに,要介護者が 。	適・	否	
(2) 浴 室	要介護者が入浴するの	に適したもので	あるか。	適	•	否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 共同生活室には、要介護者が食事をしたり、 談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、 椅子等の備品を備えなければならない。また、 利用者が、その心身の状況に応じて家事を行う ことができるようにする観点から、簡易な流 し、調理設備を設けることが望ましい。		基準 第140条の4第6項 第一号口(1) 解釈 第3の八の4(3)⑦ のイ,口	
		基準 第140条の4第6項 第一号口(2) H15省令28号附則 第3条	
		基準 第140条の4第6項 第一号口(3)	
・洗面設備及び便所は、居室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることでもよい。ただし、共同生活室内の1か所に集中して設けるのではなく、2か所以上に分散して設けることが望ましい。なお、居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えない。 ・浴室、便所、洗面所の面積又は数の定めのない設備については、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮されているか。		基準 第140条の4第6項 第一号ハ 解釈 第3の八の4(3)の ⑧, ⑨ 基準 第140条の4第6項 第一号二	
・ 浴室は、居室のある階ごとに設けることが望ましい。		基準 第140条の4第6項 第二号	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
5 その他の構造設備 の基準	(1) 廊下の幅は, 1.8メ ただし, 中廊下の幅		:っているか。 ル以上となっているか。	適・ 否
	の円滑な往来に支障が	が生じないと認る	より, 利用者, 従業者 められる場合には1.5 8メートル以上) と	
	(2) 廊下, 共同生活室, いるか。	便所その他必要	な場所に常夜灯を設けて	適 · 否
	(3) 階段の傾斜を緩やか	いにしているか。		適 • 否
	(4) 消火設備その他の非か。	常災害に際して	が要な設備を設けている	適・ 否
	斜路を設けているか。		ある場合は、1以上の傾は、この限りでない。	適・ 否
		で成りること	は、この成りてない。	
6 みなし規定	予防短期入所生活介護事型指定短期入所生活介護 所生活介護の事業とが同いる場合については、指 項から第7項までに規定	番の指定を併せ の事業とユニッ 一の事業所にお 定介護予防サー でする設備に関す	者がユニット型指定介護で受け、かつ、ユニット ト型指定介護予防短期入いて一体的に運営されている基準第153条第1を基準を満たすことをもいるものとみなし	適 · 否
第4 運営に関する基準	 ユニット型指定短期入	、所生活介護事業	者は、指定短期入所生活	適・ 否
1 内容及び手続の説 明及び同意	に対し、重要事項に関す	る規程、ユニッ	利用申込者又はその家族ト型指定短期入所生活介	説 明 書 等 有 • 無
			者のサービスの選択に資 を交付して説明を行い、	同意の確認
	サービスの内容及び利用いるか。]期間等について	·利用申込者の同意を得て	有 • 無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。		基準 第140条の4第7項 解釈 第3の八の4(3)⑪	
・ 中廊下とは、廊下の両側に居室、共同生活室 等利用者の日常生活に直接使用する設備のある 廊下である。		解釈準用 (第3の八の2(6))	
・ 傾斜路は、利用者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜は緩やかに、表面は祖面又は滑りにくい材料で仕上げるものとなっているか。		基準 第140条の4第7項 第四号 基準 第140条の4第7項 第五号	
		基準 第140条の4第8項	
・ 重要事項を記した文書を交付して説明してい			
るか。 ・ 重要事項を記した文書に不適切な明文事項はないか。 ・ 利用者の同意は、どのように得ているか。 当該文書については、書面によって確認することが望ましい。	○ 利用料金等の説明文書○ パンフレット○ 同意に関する記録	準用 (第125条第1項))	
(重要事項の主な項目) ① 運営規程(概要) ② 従業者の勤務体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 第三者評価の実施状況(実施の有無, 直近の実施年月日,評価機関の名称,結 果の開示状況)等			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
2 指定短期入所生活 介護の開始及び終了	状況により、若しくは 由により、又は利用者	はその家族の疾病 の家族の身体的 同に居宅において	事業者は、利用者の心身の 病、冠婚葬祭、出張等の理 内及び精神的な負担の軽減 て日常生活を営むのに支 :活介護を提供している	
	業者等との密接な連携 開始前から終了後に至	により、指定策 るまで利用者が	事業者は,居宅介護支援事 豆期入所生活介護の提供の が継続的に保健医療サービ う,必要な援助に努めてい	
3 提供拒否の禁止	定短期入所生活介護の提	農供を拒んでいた	業者は,正当な理由なく指 ないか。 こサービスの提供を拒否し	提供拒否の 有・無 拒否の理由 ()
4 サービス提供困難 時の対応	定短期入所生活介護事業 利用申込者に対し自ら遊 とが困難であると認めた	禁所の通常の事業 動切な指定短期 - 場合は、当該和 動当な他の指定短	業者は、当該ユニット型指 業の実施地域等を勘案し、 入所生活介護を提供するこ 利用申込者に係る居宅介護 豆期入所生活介護事業者等 講じているか。	有 • 無
5 受給資格等の確認	活介護の提供を求められ	ルた場合は,その 3,要介護認定の	事業者は,指定短期入所生 の者の提示する被保険者証 の有無及び要介護認定の有	
	定審査会意見が記載さ	れているときに	事業者は,被保険者証に認 は,当該認定審査会意見に 是供するように努めている	適・否
6 要介護認定の申請 に係る援助	活介護の提供の開始に 込者については、要介 かを確認し、申請が行	「際し,要介護詞 ↑護認定の申請が 行われていないは	事業者は、指定短期入所生 忍定を受けていない利用申 が既に行われているかどう 場合は、当該利用申込者の が行われるよう必要な援助	有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準第140条の13 準用 (第126条第1項)	
		基準第140条の13 準用 (第126条第2項)	
・ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいな いか。 (正当な理由の例)		基準第140条の13 準用(第9条)	
① 事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合② 利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合		解釈準用 (第3の一の3(2))	
· 居宅介護支援事業者への連絡を行っている か。		基準第140条の13 準用(第10条)	
利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。事前に近隣の指定短期入所生活介護事業所等の情報を収集するなど、問題発生時において必要な措置を速やかに講じるための準備をしているか。			
・ 短期入所生活介護計画等に、保険者番号、要 介護状態区分等、有効期間等を記載していること が望ましい。	〇 短期入所生活 介護計画	基準第140条の13 準用 (第11条第1項)	
・ 認定審査会意見とは、指定居宅サービスの適 正かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意 すべき事項に係るものである。		基準第140条の13 準用 (第11条第2項)	
・ 要介護認定の申請日は、市町村等が申請書を受理した日とされており、緊急のサービス提供の場合等は、十分に当該市町村等と連携をとっているか。		基準第140条の13 準用 (第12条第1項)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(これに相当する ていない等の場合 更新の申請が,遅	サービスを含む。) であって必要と認め くとも当該利用者か	事業者は、居宅介護支援 が利用者に対して行われ めるときは、要介護認定の が受けている要介護認定の れるよう、必要な援助を行	
7 心身の状況等の 把握	介護の提供に当たっ 催するサービス担当	ては,利用者に係る 者会議等を通じて, ,他の保健医療サ-	業者は、指定短期入所生活 る居宅介護支援事業者が開 利用者の心身の状況、そ −ビス又は福祉サービスの	
8 法定代理受領サー ビスの提供を受ける ための援助	介護の提供の開始に 条各号のいずれにも 家族に対し、居宅サ 頼する旨を市町村に 生活介護の提供を法 る旨を説明すること	際し、利用申込者が該当しないときは、 一ビス計画の作成を対して届け出ること 定代理受領サービス 、居宅介護支援事業	業者は、指定短期入所生活 が介護保険法施行規則第64 当該利用申込者又はその を居宅介護支援事業者に依 と等により、指定短期入で となるに関する情報を提明を と行うために必要な援助を	有・無
9 居宅サービス計画 に沿ったサービスの 提供	ユニット型指定短	合は、当該計画に浴	≹者は,居宅サービス計画 沿った指定短期入所生活介	
10 サービスの提供の 記録	活介護を提供した 及び内容, 当該指 の規定により利用 費の額その他必要	際には,当該指定短 定短期入所生活介證 者に代わって支払を	事業者は、指定短期入所生 短期入所生活介護の提供日 隻について法第41条第6項 を受ける居宅介護サービス D居宅サービス計画を記載 なしているか。	書面の種類・サービス利用票
	活介護を提供した を記録するととも	際には、提供した身に、利用者からの申	事業者は,指定短期入所生 具体的なサービスの内容等 申出があった場合には,文 その情報を利用者に対して	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 通常更新申請については、有効期間の終了する60日前から遅くとも30日前にはなされるように、居宅介護支援事業者が必要に応じて援助を行う。		基準第140条の13 準用 (第12条第2項))	
・ サービス担当者会議の開催状況及び当該事業 所の出席状況は適切か。 サービス担当者会議が開催されていない場合 は、それに代わる手法は適切なものか。	かる資料	基準第140条の13 準用(第13条)	
・ 居宅サービス計画が作成されていないと償還払いとなるが、この場合利用者は全額利用料を支払う必要があるので、現物給付ができるよう必要な援助を行うことを事業所にも求めている。	等	基準第140条の13 準用(第15条)	
・ 居宅介護支援事業所からのサービス提供票の 活用は、適正に行われているか。 短期入所生活介護計画の作成にあたっては居 宅サービス計画の課題・目標に沿っているか。	〇 居宅サービス計 画 (1)~(3)		
・ 利用者及びサービス事業者が、その時点での 支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握 するために行うものとなっているか。	〇 看護·介護記録 等	基準第140条の13 準用 (第19条第1項) 解釈準用 (第3の一の3(9)の ①)	
 利用者が所持する書面(例えば、指定居宅介護支援事業者が利用者に交付する利用票)への記録が想定されるが、これに代わる記録票でもよい。 「提供した具体的なサービスの内容等の記録」は、鹿児島県条例により、5年間保存すること。 		基準第140条の13 準用 (第19条第2項) 鹿児島県条例	
護支援事業者が利用者に交付する利用票)への 記録が想定されるが、これに代わる記録票でも よい。 「提供した具体的なサービスの内容等の記 録」は、鹿児島県条例により、5年間保存する		準用 (第19条第2項)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
11 利用料等の受領	ービスに該当する指数の利用者から利用料のに係る居宅介護サー	定短期入所生活が の一部として、当 ビス費用基準額が 者に支払われる履	事業者は、法定代理受領サ ト護を提供した際には、そ 台該指定短期入所生活介護 いら当該ユニット型指定短 民宅介護サービス費の額を らか。	
	ービスに該当しない 利用者から支払を受り	指定短期入所生活 ける利用料の額 と ビス費用基準額 と	事業者は、法定代理受領サ 5介護を提供した際にその こ、指定短期入所生活介護 この間に、不合理な差額が	
		まか,次に掲げる	事業者は,上記(1), (2) 5費用の額以外の支払を利	
	り特定入所者介護・	サービス費が利用	1条の3第1項の規定によ 月者に支給された場合は,)基準費用額を限度とす	①費用の徴収 有 ・ 無
	入所者介護サービ	ス費が利用者にす	3第1項の規定により特定 5給された場合は,同条第 5費用額を限度とする。)	
	③ 厚生労働大臣のこな居室の提供を行		づき利用者が選定する特別 3要となる費用	③費用の徴収 有 ・ 無
	④ 厚生労働大臣の2 な食事の提供を行っ		づき利用者が選定する特別 公要となる費用	④費用の徴収 有 ・ 無
	⑤ 送迎に要する費く。)	用(厚生労働大)	至が別に定める場合を除	⑤費用の徴収 有・無
	⑥ 理美容代			⑥費用の徴収 有 ・ 無
	いて提供される便	宜のうち, 日常生 用であって, そ <i>0</i>	旨定短期入所生活介護にお ∈活においても通常必要と ○利用者に負担させること	⑦費用の徴収 有 ・ 無
		おける日常生活に	こついては,別に通知されこ要する費用の取扱につい が。	

関係書類	根拠法令	特記事項
証(控) 〇 介護給付費請求 明細書(控) 〇 運営規程		
〇 運営規程	基準 第140条の6第3項	
	解釈準用 (第3の八の3(3)の ②)	
	平12老企54号	
	金請証介明運利明 選別 関級 では、	○ 金銭台帳の類

主眼事項	着	眼	点		自己評価
	(4) ユニット型指定短知 用の額に係るサービ 用者又はその家族に した文書を交付した か。ただし、(3)① は、文書で行ってい	ごスの提供に当た 三対し,当該サー た説明を行い,)から④に掲げる	:っては, あらかじ - ビスの内容及び費 利用者の同意を得	め, 利 計用を記 ている	同意文書
	(5) ユニット型指定短短 活介護その他のサー を受ける際、当該支援規則第65条で定める。	ビスの提供に要し 払をした居宅要が	った費用につき, そ ↑護被保険者に対し	たの支払 レ, 施行	領収証の交付 有 ・ 無 適 ・ 否
	(6) ユニット型指定短短の規定によりでは、の規定に発生のがある事をは、一方のの第一定ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方ののでは、一方の対象には、一方ののが、一方ののが、方ののののが、方ののののののののののののののののののの	なければなら支で利用者から支で利用者第二号に 一号又は費用の額に要した費用の額 ででででででは、 ででででででででいる。 でででででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 でででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 ででででいる。 でででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 ででいる。 できない。 できて、 できて、 できて、 できて、 できて、 できて、 できて、 できて、	い領収証に、指定 払を受けた費用の 規定する厚生男領 (その額がきまに を超えるとする。) であるとすの額に であるとすの額に である。)	翌額大該当,係費期の臣指該食る用 入うが定現事もの	適 • 否
12 保険給付の請求の ための証明書の交付	ユニット型指定短期, ビスに該当しない指定的 けた場合は、提供したもの他必要と認められる。 者に対して交付している	短期入所生活介記 指定短期入所生活 事項を記載した+	雙に係る利用料の支 舌介護の内容,費用	払を受 の額そ	適・否 償還払い 有・無 証明書の交付
13 指定短期入所生活 介護の取扱方針	(1) 指定短期入所生活だ て、自らの生活様式だ 営むことができるよう について必要な援助を 援するものとなっては	及び生活習慣に? うにするため、 マ を行うことにより	沿って自律的な日常 刊用者の日常生活」	常生活を この活動	
	(2) 指定短期入所生活会 ぞれの役割を持って会 れているか。				適・ 否
	(3) 指定短期入所生活会 慮して行われているが		り プライバシーの確	筐保に配	適・ 否
	(4) 指定短期入所生活: ことを基本として、ま に資するよう、そのま 切に行われているか。	利用者の要介護物 者の心身の状況等	犬態の軽減又は悪化	この防止	適 ・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 運営規程等説明を行う書面は、利用者にわか りやすく、内容が適当か。 また、支払いに同意する旨の文書に署名(記 名押印)を受けているか。	〇 運営規程	基準 第140条の6第5項	
・ 利用者負担の徴収は、サービス提供の都度で も、月末締めの一括の形でもよいが、領収証は 負担金の受領の都度に交付しているか。	〇 領収証(控)	法第41条第8項	
・消費税の取扱いは適正か。			
 領収証には次に掲げる費用区分を明確にしているか。 ① 介護給付費の利用者負担額又は現に要した費用の額 ② その他の費用の額(それぞれ個別の費用ごとに区分) 		施行規則第65条	
・ 明細の項目等が利用者にわかりやすいものと なっているか。			
・ 償還払いとなる場合, 市町村への保険給付の 請求を容易に行えるようサービス提供証明書を 交付しているか。様式は基本的には介護給付費 請求明細書と同じで記載不要の欄は網掛け等の 処理が望ましい。	〇 サービス提供証 明書(控)	基準第140条の13 準用(第21条)	
(指定短期入所生活介護の取扱方針) ・ 利用者へのサービス提供に当たっては、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮することが必要であり、このため従業者は、一人一人の利用者について、個性、心身の状況、利用に至るまでの生活歴とその中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助しなければならない。	護計画	第140条の7第1項 解釈 第3の八の4(5)①	
・ 利用者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行うのは、サービスとして適当でない。		基準 第140条の7第3項 基準 第140条の7第4項	

主 眼 事 項	着	眼	点	自己評価
	期入所生活介護の提	供に当たって,	事業所の従業者は,指定短 利用者又はその家族に対 理解しやすいように説明	
	活介護の提供に当たっ 命又は身体を保護する 拘束その他利用者の行っていないか。	っては、当該利用 るため緊急やむ得 亍動を制限する行	事業者は、指定短期入所生 日者又は他の利用者等の生 身ない場合を除き、身体的 行為(身体的拘束等)を行	有 • 無
	(身体拘束禁止の対象 ① 徘徊しないよう 肢をひも等で縛る	うに, 車いすやし	「 <i>為)</i> いす, ベッドに体幹や四	
	る。		な幹や四肢をひも等で縛 ベッドを柵(サイドレー	
	④ 点滴・経管栄養 をひも等で縛る。		を抜かないように, 四肢	
		しらないように,	を抜かないように、また 手指の機能を制限する	
			り, 立ち上がったりしな いト, 車いすテーブルを	
	⑦ 立ち上がる能力 いすを使用する。		5上がりを妨げるような	
	⑧ 脱衣やおむつ! ぎ服)を着せる。		らために, 介護衣(つな	
	⑨ 他人への迷惑? 四肢をひも等で終		こ,ベッドなどに体幹や	
	⑪ 行動を落ち着だせる。	かせるために,向	別精神薬を過剰に服用さ	
	⑪ 自分の意思で問	開けることのでき	ない居室等に隔離する。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 利用者へのサービス提供は、利用者がユニットにおいて相互に社会的関係を築くことができるよう、それぞれ役割を持って生活を営めるように配慮して行われなければならない。このため従業者は、利用者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要であるが、同時に、利用者が他の利用者の生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことにならないようにすることにも配慮が必要である。		基準 第140条の7第5項 解釈 第3の八の4(5)②	
・ サービスの提供方法等とは、短期入所生活介 護計画の目標及び内容や利用期間内の行事及び 日課等も含む。		基準 第140条の7第6項	
		平13老発155 (身体拘束ゼロへ の手引き)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	東等を行う場合には 身の状況並びに緊急 なお、記録に当れ	は,その態様及び時 急やむを得なかった たっては,「身体丼 本拘束に関する説明	禁者は、(6)の身体 時間、その際の利用者 理由を記録している。 可束ゼロへの手引き」 引書・経過観察記録」 保存しているか。	の心 か。 に例 など
				記録の管理 有・無
	(8) ユニット型指定短	·期入所生活介護事:	業者は、自らその提供	ます 適・否
	っているか。		行い、常にその改善を	
14 短期入所生活介護 計画の作成	間以上にわたり継続いては、利用者のが を踏まえて、指定的に至るまでの利用を 他の短期入所生活の	続して入所すること 心身の状況,希望及 短期入所生活介護の 者が利用するサーヒ 介護従業者と協議の ための具体的なサー	事業所の管理者は、相 とが予定される利用者 とびその置かれている り提供の開始前から終 ごスの継続性に配慮し ごスの内容等を記載 いた、サービスの目標 でいる。	につ 環境 了後 て, 当
	ている場合は、当 なお、短期入所 作成された場合は、	該計画の内容に沿っ 生活介護計画を作成 当該短期入所生活	ピサービス計画が作成 って作成しているか。 成後に居宅サービス計 活介護計画が居宅サー な要に応じて変更して	画が ビス

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 当該記録は、2年間保存しなければならないこと。	○ 身体拘束に関す る記録	基準 第140条の7第7項	
・ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げ る措置を講じることが望ましい。			
① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束廃止委員会等)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。		平13老発155の6	
(委員会検討事項例) ① 施設内の推進体制 ② 介護の提供体制の見直し ③ 「緊急やむを得ない場合」を判断する体制 ・手続き ④ 施設の設備等の改善 ⑤ 施設の従業者その他の関係者の意識啓発 のための取り組み ⑥ 利用者の家族への十分な説明 ⑦ 身体拘束廃止に向けての数値目標 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備 しているか。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 ・ 介護職員の資質向上のため研修の機会等を計画的に設けているか。	O サービス担当者 会議(カンファ		
	安職 (ガブッデ レンス記録,研 修記録)	法第73条第1項	
(短期入所生活介護計画作成の留意点) ① 計画については、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にその取りまとめを行わせるものとし、事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。 ② 計画は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への	ス計画 〇 看護・介護記録 等	準用 (第129条第1項) 解釈準用 (第3の八の3(5)の ①,②)	
利用者の意向の反映の機会を保証するため、事業所の管理者は、計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付すること。	2011	(第129条第2項)	

所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者 又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入 所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画 を利用者に交付しているか。 (1) 介護は、各ユニットにおいて、利用者が相互に社会的関係を 築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の 心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生 活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、そ れぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。 清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、 適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことを もって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の 状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要 な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せ ざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そ のおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に 規定するもののほか、利用名が行う離床、差替え、整容等の日 常生活上の行為を適切に支援しているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の 介護職員を介護に従事させているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の 介護職員を介護に従事させているか。	主眼事項	着	眼	点	自己評価
所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。 (1) 介護は、各ユニットにおいて、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対適・		所生活介護計画の作成	に当たっては、そ	の内容について利用者	適・否
 築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対適・ 		所生活介護計画を作成	した際には、当該		適 · 否
活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対適・	15 介 護	築き, 自律的な日常生	活を営むことを支	援するよう, 利用者の	適・否
清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えて差し支えない。 (4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対適・		活における家事を、利]用者が、その心身	∤の状況等に応じて, そ	適・否
状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っているか。 (5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対適・		清潔を維持し, 精神的 適切な方法により, 利 ただし, やむを得]に快適な生活を営]用者に入浴の機会 ない場合には,清	さむことができるよう, きを提供しているか。 言しきを行うことを	適 ・ 否
ざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えているか。 (6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)から(5)に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対適・		状況に応じて、適切な	方法により、排せ		適・否
規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。 (7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対適・		ざるを得ない利用者に	ついては, 排せつ	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	適・否
介護職員を介護に従事させているか。 (8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、その利用者に対 適・		規定するもののほか、	利用者が行う離床	長、着替え、整容等の日	適・否
				《者は、常時1人以上の	適・否
介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。		して, 利用者の負担に 介護事業所の従業者以	より,当該ユニッ	ト型指定短期入所生活	適・否

主眼事項	着	眼	点	自己評価
16 食 事	(1) ユニット型指定短期 者の心身の状況及び嗜		事業者は、栄養並びに利用 食事を提供しているか。	適・否
			事業者は、利用者の心身の 食事の自立について必要な	適・ 否
	慣を尊重した適切な時	間に食事を提供 てできる限り自	事業者は、利用者の生活習 もするとともに、利用者が 目立して食事を摂ることがいるか。	適・否
	社会的関係を築くこと	ができるよう, 食事を摂ること	事業者は、利用者が相互に その意思を尊重しつつ、 とを支援しているか。その 食制していないか。	適・ 否
	(5) 調理は、あらかじめ その実施状況を明らか		エに従って行うとともに,	適 • 否
	事業者自らが行うこと は、栄養管理、調理管 衛生管理、労働衛生管 業者の管理者が業務遂	が望ましいが, 理, 材料管理, 理について事業 行上必要な注意 事サービスの質	、型指定短期入所生活介護 第三者に委託する場合に 施設等管理,業務管理, 美者自らが行う等,当該事 意を果たし得るような体制 質が確保される場合に,当	適 • 否
	心身の状態等を当該利	用者の食事に的	「や咀嚼の状況、食欲など 内確に反映させるために、 各が十分とられているか。	適・ 否
	(8) 利用者に対しては、	適切な栄養食事	耳相談を行っているか 。	適・ 否
	(9) 食事内容については 議において検討が加え)医師又は栄養士を含む会	適 • 否
17 機能訓練		じて日常生活を	養者は、利用者の心身の状 を送る上で必要な生活機能 っているか。	適・ 否
18 健康管理		状況に注意する	美所の医師及び看護職員 るとともに、健康保持のた	適・否
19 相談及び援助	の状況、その置かれてい	る環境等の的確 相談に適切に応	巻者は、常に利用者の心身 全な把握に努め、利用者又 なじるとともに、必要な助	適・ 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 調理方法、味付け、盛り付け、配膳等は利用 者の嗜好に配慮した食事が提供されているか。	〇 献立表	基準 第140条の9第1項	
		基準 第140条の9第2項	
・ 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後 6時以降とすることが望ましいが、早くても午 後5時以降となっているか。		基準 第140条の9第3項 解釈準用 (第3の八の3(7)の ③) 基準 第140条の9第4項 解釈 第3の八の4(7)②	
		解釈準用 (第3の八の3(7)の ②) 解釈準用 (第3の八の3(7)の ④)	
		解釈準用 (第3の八の3(7)の (5)) 解釈準用 (第3の八の3(7)の	
・ 機能訓練室における機能訓練に限るものではなく、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たってもその効果が十分に配慮されているか。	護計画	準用(132条)	
・ 医療を受けた場合や在宅に復帰した後に指定 短期入所生活介護事業所での利用者の健康管理 状況を把握できるようになっているか。	1	基準第140条の13 準用(第133条)	
・ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の在宅生活の向上を図るものとなっているか。		基準第140条の13 準用(第134条) 解釈準用 (第3の八の3(10))	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
20 その他のサービス の提供	(1) ユニット型指定短期 応じた趣味, 教養又は に, 利用者が自律的に	娯楽に係る活動σ)機会を提供するととも	適・否
	(2) ユニット型指定短期 族との連携を図るよう		美者は,常に利用者の家	適 · 否
21 利用者に関する市 町村への通知	介護を受けている利用者 なく、意見を付してその ① 正当な理由なしに 示に従わないことに 認められるとき。	が次のいずれかに 旨を市町村に通知 指定短期入所生活 より,要介護状態		適 • 否
22 緊急時等の対応	場合その他必要な場合	いるときに利用者 は,速やかに主治 所生活介護事業者	音に病状の急変が生じた 台の医師又はあらかじめ 音が定めた協力医療機関	適 • 否
	(2) 緊急時において円滑 の間であらかじめ必要			適・ 否
23 管理者の責務		介護事業所の従業 申込みに係る調整	美者の管理及び指定短期 ೬、業務の実施状況の把	適 ・ 否
		生活介護事業所の の「第9章第5質)従業者に、平成11年3 5第3款 運営に関する	適・ 否
24 運営規程	項を内容とする運営規程 ① 事業の目的及び運 ② 従業者の職種,員 ③ 利用定員(第121 養護老人ホームであ ④ ユニットの数及び 項の適用を受けるユを除く。)	を定めているか。 できる かいるか から	学 を受けるユニット型特別 利用定員(第121条第2 護老人ホームである場合 利用料その他の費用の額	適 · 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 利用者一人一人の嗜好を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。			
・ 事業所の居室は、家族や友人が来訪、宿泊して利用者と交流するのに適した個室であるため、これらの者ができる限り気軽に来訪、宿泊することができるよう配慮すること。 ・ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過		基準 第140条の10第2項 解釈 第3の八の4 (8)② 基準第140条 準用(第26条)	
失等により、要介護状態又はその原因となった 事故を生じさせるなどした者に関し、事業者 は、保険給付適正化の観点から市町村に通知し なければならない。		解釈準用 (第3の一の3(14))	
・ 緊急時において円滑な協力を得るため事前に 利用者の主治医から必要な情報を得ていること が必要になる。		基準第140条の13 準用(第136条)	
・協力医療機関は、緊急時等に速やかに対応で きるよう、事業所から近距離にあることが望ま しい。		解釈準用 (第3の八の3(12))	
・ 管理者が従業者及び業務の管理を、一元的に 行える状況にあるか。 例えば、他事業所、施設の管理者又は他の業 務を兼務している場合、管理すべき事業所数が	務している場合 それぞれの勤務 表	準用	
過剰であると判断されるなど、当該ユニット型 指定短期入所生活介護事業所の管理業務に支障 がないといえるかどうか。		基準第140条の13 準用 (第52条第2項)	
・ 指定申請の際に作成された内容に変更はないか。 変更があった場合、変更届が適正になされているか。 利用定員については、空床利用型の定員は含めない。	〇 運営規程	基準第140条の11	
・ 通常の送迎の実施地域は、送迎に係る費用の 徴収等の目安であり、当該地域以外の地域に居 住する被保険者に対して送迎が行われることを 妨げるものではない。		解釈準用 (第3の八の3(13) ⑤)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	利用者又は他の利用	の措置に関する 「る重要事項 他運営に関する 者等の生命又は』 合に身体的拘束等	重要事項」として、当該	
25 勤務体制の確保等		短期入所生活介	尋業者は、利用者に対し、 ↑護を提供できるよう、ユ 折ごとに従業者の勤務の体	
	に定める職員配置を行 ① 昼間については 員又は看護職員を ② 夜間及び深夜に 介護職員又は看護 員として配置する	っているか。 t, ユニットごと 配置すること。 こついては, 2ュ 態職員を夜間及び っこと。	に当たっては、次の各号 : に常時1人以上の介護職 - ニットごとに1人以上の : 深夜の勤務に従事するこ ・ トリーダーを配置するこ	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ サービス利用に当たっての留意事項は、利用 者が指定短期入所生活介護の提供を受ける際 の、利用者側が留意すべき事項であり、入所生 活上のルール、設備の利用上の留意事項等を指 す。			
〈従業者の職種、員数及び職務の内容〉 従業者の「員数」は日々変わりうるものであ るため、業務負担軽減等の観点から、規程を定 めるに当たっては、居宅基準第142条(ユニット型指定短期入所生活介護従業者の員数)にお いて置くべきとされている員数を満たす範囲に おいて、「〇人以上」と記載することも差し支 えない。		解釈準用 (第3の一の3(19) ①)	
〈虐待の防止のための措置に関する事項〉 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の 選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐 待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」と いう。)が発生した場合の対応方法等を指す内 容であること。			
・ 利用者の居宅サービス計画に基づいた勤務計 画(予定)表などを作成し、適切なサービス提 供に努めているか。	〇 勤務計画(予定) 表	基準 第140条の11の2第 1項	
・ ユニットケアリーダーについては、当面は、 ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各 施設に2名以上配置する(ただし、2ユニット 以下の施設の場合には、1名でよい。)ほか、 研修受講者が配置されているユニット以外のユ ニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持 つ(研修受講者でなくてもよい。)職員を決め てもらうことで足りる。		基準 第140条の11の2第 2項 解釈 第3の八の4(10)	
[入居定員が10 を超えるユニットを整備する場合] ・ 令和3年4月1日以降に、入居定員が10 を超えるユニットを整備する場合においては、、令超えるユニットを整備する場合においては、、令和3年改正省令附則第6条の経過措置に従い、夜勤時間帯(午後10 時から翌日の午前5時にでを含めた連続する16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。)を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。		解釈 第3の八の4(10)②	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	常勤の別,管理者との	舌介護従業者の日々 D兼務関係,機能訓 し,人員に関する基	期入所生活介護事業所の勤務時間, 常勤・非 の勤務時間, 常勤・非 練指導員との兼務関係 準が満たされているこ	適・否
	本体施設の従業者と伊 空きベッドを利用し	弁せて勤務表を作成 して指定短期入所生 あっては、当該特別	活介護の事業を行う特 養護老人ホームの従業	適 ・ 否
	生活介護事業所の従業 介護を提供しているが	業所ごとに, 当該ユ 業者によってユニッ か。 処遇に直接影響を及	者は、ユニット型指定 ニット型指定短期入所 ト型指定短期入所生活 ばさない業務について	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
イ [日勤時間帯の介護職員及び看護職員の配置] ユニットごとに常時1人の配置に加えて、 当該ユニットにおいて日勤時間帯(夜勤時間			
帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。以下同じ。)に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得た数			
が、入居者の数が10 を超えて1を増すごと に0.1 以上となるように介護職員又は看護職 員を配置するよう努めること。 ロ[夜勤時間帯の介護職員及び看護職員の配 置]			
2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超			
えて2又はその端数を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること。 なお、基準省令第140条の11の2第2項第1号及び第2号に規定する職員配置に加え			
て介護職員又は看護職員を配置することを努める時間については、日勤時間帯又は夜勤時間帯に属していればいずれの時間でも構わず、連続する時間である必要はない。当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。			
・ 管理者、機能訓練指導員等が併設本体施設等と兼務している場合、それぞれの勤務状況がわかるものとなっているか。	〇 勤務表	解釈準用 (第3の八の3(15) のイ)	
・ 調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及 ぼさない業務については、第三者への委託等を 行ってもかまわない。	 辞令又は雇用契約書 勤務表(兼務事業所も含む)	基準 第140条の11の2第 3項 解釈準用 (第3の八の3(5)の ②)	

				l				I
主	眼	事	項	着	眼	点		自己評価
				活介護従業者の資 や当該事業所内の か。	定短期入所生活介護 資質の向上のために D研修への参加の機	, 研修機関が実施 会を計画的に確保	する研修 としている	実施時期
				士,介護支援専門 者等の資格を有	活介護従業者(看記 門員,法第8条第2 する者その他これに に係る基礎的な研修 るか。	項に規定する政令 こ類する者を除く	で定める 。)に対	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・運営規程に短期入所生活介護従業者の質的向	〇 職員の研修の記	基準	
上を図るための研修等の機会を計画的に設ける旨	録	第140条の11の2第	
を明示しているか。		4項	
 		解釈準用	
・ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関		第3の二の3(6)③	
係の資格を有さない者について、認知症介護基		3,00,000	
ではいる。 はい			
ことを義務づける。			
・ 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上			
させ、認知症についての理解の下、本人主体の			
介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現し			
ていく観点から実施するものであること。			
・ 新卒採用、中途採用を問わず、施設が新たに		基準	
採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さな		第140条の11の2第	
い者に限る。)に対する当該義務付けの適用に		5項	
ついては、採用後1年間の猶予期間を設けるこ			
ととし、採用後1年を経過するまでに認知症介			
護基礎研修を受講させることとする			
・ ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、			
令和6年3月31日までに医療・福祉関係の資格			
を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基			
礎研修を受講させるために必要な措置を講じな			
ければならない。			
[当該義務付けの対象とならない者]			
・ 各資格のカリキュラム等において、認知症介			
護に関する基礎的な知識及び技術を習得してい			
る者→看護師、准看護師、介護福祉士、介護支			
└ 援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者 └			
一研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加			
え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成			
研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉			
医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療			
法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養			
- 士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、き- - ゅう師等とする。			
, ゆう即寺とりる。 			
i !			
! !			
! !			
1 			
! !			
·	l	ī	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	(5) ユニット型指定短知に対して行われる性的ないでででは、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	期入所生活介護事業介護の提供を確保を対しては優越的を超知を範囲を選集者の必要なります。 パラスメントラスメントラスメントラスメントラスメントラスメントラスメ	業者は、適切な職に は、適切ら、しりな職に 関係をものにることが きまましている。 が書きにいるがままままでは、 は、トをいう。 は、トをいう。 は、トをいう。 は、トをいう。 は、トをいう。 は、している。 は、トをいる。 は、トをいる。	おでトす シ け
	用管理上講ずべき	昔置等についての指 :	針」をいう。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・事業主には、職場におけるハラスメント(※ 1) の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。 ・・セクシュアルハラスメントについては、上司や自僚にといるものもまれることにの事でであること。 〈事業主が講「なき措置の具体的内容〉(指針)・「事業主が職場に管理上講労働(岩告示第615号)・「別サースメント指針」(※2)(令和2年厚生労働省告示第5号) (留意事項) a 事主の方針等の明確化及の内ならいであるにより、でのよいであるとのものものものものものものものものを発しまれての方がであるというを明確というにはいるというを明確というにはいるを発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するために必要なを制の整備相談により、代別知知を表れているを発すること。 b 相談(苦情を含む。)に応じ、適切に対応するためにが、のを備れ談への相談へのおいたののものものをあると等により、相談への指置をあらかいの事、での方針の明確化等の措置義なり、でも対応により、でも対応により、でも対応により、でも対応により、でも対応により、でも対応により、でも対応により、でも対応により、が対応されているが、適切に対応を表れているが、適切に対応により、でも対応により、でも対応により、が対応は、必要な措置を表れているが、適切に対応により、でも対応により、に応じ、適切により、では対応により、は、では対応により、は、では、は、対応により、は、は、対応により、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	関係書類	根拠 140条 第140条 第110年 第100年 第10	特記事項
主の方針の明確化等の措置義務については、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
26 業務継続計画の策 定等	害の発生時において 活介護の提供を継続 早期の業務再開を図	,利用者に対しユ 的に実施するため るための計画(以	業者は、感染症や非常災 ニット型指定短期入所生 の、及び非常時の体制で 下「業務継続計画」とい 従い必要な措置を講じて	適・否
		て周知するととも	業者は,従業者に対し, に,必要な研修及び訓練	適・否
			業者は,定期的に業務継 業務継続計画の変更を行	適・否

・ 介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの助止が求められていることから、、事業主が譲ずべき措置の目、体的内容、の必要な措置を選じるにあたっては、「介護現場におけるバラスメント対策でしたが望ましい。 ・ 都道府県において、地域医療介護総合協係基金を活用した介護職員に対する個み相談窓口設調事業の付護事業所におけるハラスメント対策推進事業者を実施しての当場の事を行っていることから、事業主はによりの活用もあって表ととが望ましい。 ・ 指定短期入所生活介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が観熱して指定通所が関の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務就要をでしなければならない。 ・ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、準果所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことをし支えない。 ・ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることがは、全ての従業者が連携と取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることがは、全ての従業者が参加できるようにすることがは、全ての従業者が参加できるようにすることがは、全ての従業者が参加できるようにすることがは、全ての従業者が参加できるようにすることがは、大阪教育により行うことを集しまれている。 【業務経続計画の記載項目等】 イ 感染症に係る業務継続制画。 第後定に所る兼発継続制画。 第後定に所の権及(体制権・登権・感染症 防止に向けた敗組の確立(保健所との連携、温厚核触者への対応、関係者との情報共有等) b 初勤対応 『 というないないないないないないないないないないないないないないないないないないな	チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	のいいの大学を表していいています。 という はいっと では はい は ない は はい は はい は はい ない ない は はい ない ない は はい ない		準用 (第30条の2) 解釈準用 (第3の六の3の	

主眼事項	着	眼	点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ロ 災害に係る業務継続計画			
a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電			
気・水道等のライフラインが停止した場合の対			
策、必要品の備蓄等)			
b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対			
応体制等)			
c 他施設及び地域との連携			
・ 想定される災害等は地域によって異なるもの			
であることから、項目については実態に応じて			
設定すること。			
・感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策			
定することを妨げるものではない。			
(参照)			
・「介護施設・事業所における新型コロナウイ			
ルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」			
・ 「介護施設・事業所における自然災害発生時			
! の業務継続ガイドライン」			
【研修の内容】			
・ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的			
内容を職員間に共有するとともに、平常時の対			
応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励			
行を行うこと。			
・ 職員教育を組織的に浸透させていくために,			
定期的(年1回以上)な教育を開催するととも			
に、新規採用時には別に研修を実施することが			
望ましい。			
・ 研修の実施内容についても記録すること。			
・ 感染症の業務継続計画に係る研修について			
は、感染症の予防及びまん延の防止のための研			
修と一体的に実施することも差し支えない。。			
【訓練(シミュレーション)】			
・ 感染症や災害が発生した場合において迅速に			
行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業			
所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生し			
た場合に実践するケアの演習等を定期的(年 1			
回以上)に実施するものとする。			
・感染症の業務継続計画に係る訓練について			
は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓			
練と一体的に実施することも差し支えない。			
・ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問			
わないものの、机上及び実地で実施するものを			
適切に組み合わせながら実施することが適切で			
ある。			
i 1			
ı			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
27 定員の遵守	数以上の利用者に対していないか。 ただし、災害、虐待では、この限りではない ① 第121条第2項の一人であるユニット型は、当該ユニット型居定員及び居室の気	こ、同時において、同時においるのののののののののののののののののののののののののでは、一点を知るのでは、一点を知るのでは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点を	Lニット型特別養護老人ホ f生活介護事業所にあって sームのユニットごとの入	有・無 減算の事例 有・無
28 非常災害対策	る具体的計画を立て、	非常災害時の関	事業者は、非常災害に関す 関係機関への通報及び連携 達者に周知するとともに、 種を行なっているか。	
	規則第3条に規定する 及び風水害,地震等の 場合,消防計画の策反 防法第8条の規定によ	る消防計画(これ) 0災害に対処する E及びこれに基づ 5り防火管理者を	は計画」とは、消防法施行れに準ずる計画を含む。) らための計画をいう。この がく消防業務の実施は、消 を置くこととされているユ 「にあっては、その者に行	
	また、防災管理者で	E活介護事業所に その者に消防計画	いこととされているユニ おいても, 防火管理につ 『に準ずる計画の樹立等の	
			事業者は,(1)に規定する 診加が得られるよう連携に	
29 衛生管理等		D設備又は飲用に は衛生上必要な指	写業者は,利用者の使用す こ供する水について,衛生 昔置を講じているか。	適・否
	直近の検査年月日 (年 月 日			適・ 否
	・検査結果(以下に〇 不検出 (10CFU/100 検 出 (10CFU/100	ml未満)		適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 県に提出した運営規程に定められている利用 定員を超えていないか。 ・ 超えて提供した場合は、減算措置が適正に実 施されているか。	○ 前年度入所者管 理台帳等 ○ 実績記録の類	基準第140条の12	
・「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に問知的に通報を図り、火災等の際に消火・避難等に協力したものである。 ・ 鹿児島県条例により定められているものである。・ 鹿児島県条例により定められているものであるは、関するものであること。 ② 当該具体的計画の概要を、利用者及び、震災の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努めること。		基準第140条の13 準用(第103条) 解釈準用 (第3の六の3(6))	
[訓練の実施] ・ユニット型指定短期入所生活介護事業者が(1)に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。		解釈準用 第3の六の3(7)②	
・ 特に、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ・ また、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等に基づき、適切な措置を講じること。	簿 ○ 水質検査書 ○ 医薬品等管理簿 ○ 感染予防に関するマニュアル	準用 (第104条第1項) 基準第140条の13 準用	

主眼事項	着	眼	点	自己	己評価
	・検出された場合、・	その対応は適切か。		適	• 否
	・検査未実施の場合 検査予定月 (年月頃	()		適	· 否
	指定短期入所生活介	護事業所において愿	業者は, 当該ユニット型 感染症が発生し, 又はま る措置を講じているか。	適	· 否
	症の予防及びまん (テレビ電話装置・ 装置等」という。 る。)をおおむね	延の防止のための その他の情報通信材) を活用して行う 6月に1回以上開作	下護事業所におけるでは、対策を検下できるに、対策を以がとともに、図っている。とのできるに、図っている。とのでは、図っている。とのでは、図っている。とのでは、図っている。とのでは、図っている。とのでは、		· 否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
入浴施設等のレジオネラ症防止対策等衛生管理は、適切に実施されているか。 (H14.10.18付け高対第406号保健福祉部長通知) 空調設備等により、施設内の適温の確保に努めること。	施設等における 浴槽・浴槽水の チェック項目表	(第3の六の3(7)の ①, ②) 解釈準用	
【感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置の具体的取扱い】 ・各事項については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ・経過措置(令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。) イ 感染症対策委員会 ・当該事業所における感染対策委員会であ			
り、感染対策の知識を有する者を含む、幅 広い職種により構成することが望ましく、 特に、感染症対策の知識を有する者につい ては外部の者も含め積極的に参画を得るこ とが望ましい。 ・構成メンバーの責任及び役割分担を明確に するとともに、感染対策担当者を決めてお くことが必要である。 ・感染対策委員会は、利用者の状況など事業 所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、			
定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ・感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 ・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガ			
イドライン」等を遵守すること。 ・感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 ・事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
			介護事業所における感染 指針を整備しているか。	適・否
		美者に対し, 感染	介護事業所において、短 症の予防としているか。	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針			
・当該指針には、平常時の対策及び発生時の			
対応を規定する。			
・平常時の対策としては、事業所内の衛生管			
理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対			
策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時			
の対応としては、発生状況の把握、感染拡			
大の防止、医療機関や保健所、市町村にお			
ける事業所関係課等の関係機関との連携、			
行政等への報告等が想定される。			
・発生時における事業所内の連絡体制や上記			
の関係機関への連絡体制を整備し、明記し			
ておくことも必要である。			
(参照)			
「介護現場における感染対策の手引き」			
ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修			
及び訓練			
・短期入所生活介護従業者に対する「感染症			
の予防及びまん延の防止のための研修」の			
内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な			
知識を普及・啓発するとともに、当該事業			
所における指針に基づいた衛生管理の徹底			
や衛生的なケアの励行を行うものとする。			
・職員教育を組織的に浸透させていくために			
は、当該事業所が定期的な教育(年1回以			
上)を開催するとともに、新規採用時には			
ボール で 所催することでは、 新 然 採 用 時 に は 感染 対 策 研 修 を 実 施 す る こ と が 望 ま し い 。			
・研修の実施内容についても記録すること。			
・研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事			
業所の職員向け感染症対策力向上のための			
研修教材」等を活用するなど、事業所内で			
行うものでも差し支えなく、当該事業所の			
実態に応じ行うこと。			
・平時から、実際に感染症が発生した場合を			
想定し、発生時の対応について、訓練(シ			
ミュレーション)を定期的(年1回以上)			
に行うことが必要である。			
・訓練においては、感染症発生時において迅			
速に行動できるよう、発生時の対応を定め			
た指針及び研修内容に基づき、事業所内の			
役割分担の確認や、感染対策をした上での			
ケアの演習などを実施するものとする。			
・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は			
問わないものの、机上及び実地で実施する			
ものを適切に組み合わせながら実施するこ			
とが適切である。			
C 10 12 91 C 00 00 0			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
30 掲 示	要,短期入所生活介護	事業所の見やす 従業者の勤務の	業者は、当該ユニット型 い場所に、運営規程の概 体制その他の利用申込者 る重要事項を掲示してい	
		面を当該ユニッ かつ, これをい	ト型指定短期入所生活介 つでも関係者に自由させ	
31 秘密保持等	(1) ユニット型指定短期 理由がなく, その業務 漏らしていないか。		業所の従業者は,正当な 者又はその家族の秘密を	
		事業所の従業者 知り得た利用者	であった者が, 正当な理 又はその家族の秘密を漏	
		者の個人情報を 個人情報を用い	用いる場合は利用者の同 る場合は当該家族の同意	
32 広 告	ユニット型指定短期入 期入所生活介護事業所に 内容が虚偽又は誇大なも	ついて広告をす		

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 重要事項を事業所の見やすい場所に掲示して いるか。 ・ 掲示事項の内容が実際に行っているサービス		基準第140条の13 準用(第32条)	
内容と一致しているか。 ・ 均不事項の内容が美際に行っているサービス		解釈準用 (第3の一の3の	
※重要事項・運営規程の概要、・短期入所生活介護従業者の勤務体制・事故発生時の対応・苦情処理の体制・提供するサービスの第三者評価の実施状況		(24))	
(実施の有無、実施した直近の年月日、実施 した評価機関の名称、評価結果の開示状況) 等			
・次に掲げる点に留意すること。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 短期入所生活介護従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、訪問介護員等の氏名まで掲示することを求めるものではないこ			
と。 ・ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定短期入所介護事業所内に備え付けることで左記(1)の掲示に代えることができる。			
・ 従業者の資質向上を図るための研修会等の機 会を利用して周知徹底するなどの対策を講じて いるか。			
・ 具体的には、就業規則に盛り込むなど、雇用 時の取り決め等を行っているか。		基準第140条の13 準用 (第33条第2項)	
・ 個人情報を用いる場合は、利用者(家族)に 適切な説明(利用の目的、配布される範囲等) がなされ、あらかじめ文書による同意を得てい るか。		基準第140条の13 準用 (第33条第3項)	
・ 特に、利用料について保険給付の対象外の便 宜に係る費用等その内容が適正か確認する。	〇 広告用パンフレット等	基準第140条の13 準用(第34条)	

	I			T
主眼事項	着	眼	点	自己評価
33 居宅介護支援事業 者に対する利益供与 の禁止	者又はその従業者に対し	し, 利用者に対し との対償として,	者は、居宅介護支援事業 て特定の事業者によるサ 金品その他の財産上の利	
34 苦情処理	期入所生活介護に係る つ適切に対応するため する等の必要な措置を 具体的には、相談 所における苦情を処理 らかにし、利用申込む	る利用者及びそのかに、苦情を受けた講じているか。 窓口、苦情処理の 関するために講ず となるででないでいます。 となるないではないできる。 とったできる。 とっとできる。 とっとできる。 とっとできる。 とっとできる。 とっとできる。 とっとできる。 とっとできる。 とっとでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもでもで	業者は、提供した指定短家族からの苦情に迅速か付けるための窓口を設置体制及び手順等当該事業の構置の概要についますの内容を説明されても併せて記載するとか。	
	(2) ユニット型指定短期 け付けた場合には、当		「業者は,(1)の苦情を受 を記録しているか。	適・否
	の質の向上を図る上で	での重要な情報で	業者は,苦情がサービス あるとの認識に立ち,苦 上に向けた取組を自ら行	適・否
	期入所生活介護に関し書その他の物件の提出員からの質問若しくにして市町村が行う調理	し, 法第23条の規 出若しくは提示の は照会に応じ, 及 をに協力するとと こおいては, 当該	業者は、提供した指定短 定により市町村が行う文 求め又は当該市町村の職 び利用者からの苦情に関 もに、市町村から指導又 指導又は助言に従って必	有 · 無 適 · 否
			菜者は、市町村からの求 容を市町村に報告してい	
	期入所生活介護に係る 険団体連合会が行うえ とともに、国民健康(る利用者からの苦 去第176条第1項 呆険団体連合会か	「業者は、提供した指定短情に関して、国民健康保 「第三号の調査に協力する」 「お同号の指導又は助言を 「なので必要な改善を行って	国保連の調査 有・無 適・否
		があった場合には	「業者は,国民健康保険団 は,(6)の改善の内容を国か。	適否
35 地域等との連携		内な活動等との連	「業の運営に当たっては, 「携及び協力を行う等の地	交流の有無 有・無

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
		基準第140条の13 準用(第35条)	
 苦情処理の相談窓口があるか。 苦情処理体制,手続きが定められているか。 苦情に対して速やかに対応しているか。また,利用者に対する説明は適切か。 	○ 苦情処理に関す る記録等	基準第140条の13 準用 (第36条第1項) 解釈準用 (第3の一の3(23) ①)	
		基準第140条の13 準用 (第36条第2項) 解釈準用 (第3の一の3(23) ②)	
・ 保険者である市町村についても, 国民健康保 険団体連合会と同様に, 指定短期入所生活介護 事業者に対する苦情に関する調査や指導, 助言 を行うことができる。		基準第140条の13 準用 (第36条第3項)	
		基準第140条の13 準用 (第36条第4項) 基準第140条 準用 (第36条第5項)	
・ 短期入所生活介護計画の作成に反映させてい るか。(地域の自治会との交流、ボランティア の受入れ等)		基準第140条の13 準用 (第36条第6項) 基準第140条の13 準用(第139条)	

主眼事項	着			自己評価
36 地域との連携	(1) ユニット型指定短期 に当たっては,提供し からの苦情に関して,	月入所生活介護 た指定短期入所 市町村等が派遣	事業者は,その事業の運営 所生活介護に関する利用者 貴する者が相談及び援助を 事業に協力するよう努めて	
37 事故発生時の対応	指定短期入所生活介護	養の提供により ■ で表 で表 の表 である。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 でる。 で	事業者は,利用者に対する 事故が発生した場合は,市 皆に係る居宅介護支援事業 昔置を講じているか。	•
	(2) ユニット型指定短期 況及び事故に際して採		事業者は,(1)の事故の状 いて記録しているか。	適・否
		こう でんしょり りょうしょう しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゅう しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃりん しゅうしゃ しゃり しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゅうしゃ しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく し	事業者は,利用者に対する 音償すべき事故が発生した いるか。	
			事業者は,事故が生じた際 ぐための対策を講じている	加入・未加入
38 虐待の防止	ユニット型指定短期入 の再発を防止するため、		業者は、虐待の発生又はそ 置を講じているか。	適・否
	の防止のための対策 活用して行うことが	を検討する委員 できるものとで ま果について、知	舌介護事業所における虐待 員会(テレビ電話装置等を する。)を定期的に開催す 豆期入所生活介護従業者に	
	② ユニット型当該指の防止のための指針		舌介護事業所における虐待 るか。	適・否
		養者に対し、虐待	舌介護事業所において,短 寺の防止のための研修を定	
	④ ①~③に掲げる指 ているか。	計置を適切に実 が	拖するための担当者を置い	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・ 「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協を得て行う事業が含まれる。		基準第140条の13 準用 (第36条の2) 解釈準用 (第3の一 の3(24))	
・ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。	〇 緊急時の連絡体	基準第140条の13	
	制に関する書類	準用 (第37条第1項)	
		基準第140条の13 準用 (第37条第2項)	
・ 損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資 力を有することが望ましい。	〇 事故に関する記 録	基準第140条の13 準用 (第37条第3項)	
		解釈準用 (第3の一の3(25) 3)	
○次に掲言さと。 ・虐待の未然防止 指定短期入格尊重に関する者との ・虐待の未然防止 指定時・サービである。 ・虐待の表別、理解を促動をですが、理解を促動をですが、理解を促動をですが、理解を促動をですが、理解を促動をできる。 ・虐待のは、なる高能業のででは、なる。 ・虐待のでは、なるのででは、なるのででは、なるのでででは、なるのでででででででででででででででででででででである。 ・虐待のは、なるのでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		基準第140条の13 準用 (第37条の2) 解釈準用 第3の一の3(31)	

主眼事項	着	眼	点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
・虐待等への迅速かつ適切な対応			
虐待が発生した場合には、速やかに市町村			
の窓口に通報される必要があり、指定訪問介			
護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に			
行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査			
等に協力するよう努めること。			
以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見			
に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確			
実に防止するために次に掲げる事項を実施する			
そに防止するために次に拘ける事項を美心する ものとする。			
・経過措置(令和6年3月31日までの間は、努			
力義務とされている。)			
① 虐待の防止のための対策を検討する委員会			
※「虐待防止検討委員会」:虐待等の発生の防			
止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合は			
その再発を確実に防止するための対策を検討す			
る委員会			
・管理者を含む幅広い職種で構成する。			
・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にす			
るとともに、定期的に開催することが必要で			
ある。			
・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用			
することが望ましい。			
・虐待等の事案については、虐待等に係る諸般			
の事情が、複雑かつ機微なものであることが			
想定されるため、その性質上、一概に従業者			
に共有されるべき情報であるとは限られず、			
個別の状況に応じて慎重に対応することが重			
要である。			
・虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置し			
ている場合、これと一体的に設置・運営する			
こととして差し支えない。			
・事業所に実施が求められるものであるが、他			
のサービス事業者との連携等により行うこと			
も差し支えない。			
・虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を			
活用して行うことができるものとする。			
・個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介			
護関係事業者における個人情報の適切な取扱			
いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療			
情報システムの安全管理に関するガイドライ			
ン」等を遵守すること。			
〈虐待防止検討委員会で検討する具体的事項〉			
・事業所における虐待に対する体制、虐待等の			
再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図るこ			
ے			
イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織			
に関すること			
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関するこ			
المراجعة الم			

主眼事項	着	眼	点	自己評価

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関す			
ること			
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告でき			
る体制整備に関すること			
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市			
町村への通報が迅速かつ適切に行われるため			
の方法に関すること			
へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の			
分析から得られる再発の確実な防止策に関す			
ること			
ト 再発の防止策を講じた際に、その効果につ			
いての評価に関すること			
いての計画に関すること			
②虐待の防止のための指針			
「虐待の防止のための指針」には、次のような			
項目を盛り込むこと。			
イ 事業所における虐待の防止に関する基本的			
考え方			
ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織			
に関する事項			
ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本			
方針			
ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する			
基本方針			
ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に			
関する事項			
へ 成年後見制度の利用支援に関する事項			
ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項			
チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する			
事項			
リ その他虐待の防止の推進のために必要な事			
項			
③虐待の防止のための従業者に対する研修			
・従業者に対する虐待の防止のための研修の内			
容としては、虐待等の防止に関する基礎的内			
容等の適切な知識を普及・啓発するものであ			
谷寺の週切な知識を音及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所におけ			
;			
る指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うこ			
と。 ・職員教育を組織的に徹底させていくために			
は、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた。			
た研修プログラムを作成し、定期的な研修			
(年1回以上)を実施するとともに、新規採			
用時には必ず虐待の防止のための研修を実施			
することが重要である。			
・研修の実施内容についても記録することが必			
要である。			
・研修の実施は、事業所内での研修で差し支え			
ない。			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
39 会計の区分	短期入所生活介護事業	業所ごとに経理を図	美者は、ユニット型指定 区分するとともに、指定 也の事業の会計を区分し	適・ 否
		こおける会計の区分	別に通知された「介護 }について」を参考とし	適・否
40 記録の整備	(1) ユニット型指定短期 備品及び会計に関する			適 ・ 否
	指定短期入所生活介 し、その完計の日生活介 ② 基準の内 ③ 基準の内 ③ 基準の内 ③ 基準の内 ③ 及得は を はいい 第16条第2 ④ 基準第36条第2 ⑥ 基準第37条第2	護の提供に関する2年間保存している1を 1を 1を 1を 2項の規定を準用する2 2項の規での規定の 2の 3の 3の 3の 3の 3の 3の 3の 3の 3の 3の 3の 3の 3の	「る提供した具体的なサースの 「る身体的拘束等の態様の状況並びに緊急やむを 」村への通知に係る記録 「る苦情の内容等の記録 「る事故の状況及び事故	適・否
第6 変更の届出等	事業所の名称及び所存 日厚生省令第36号「介 事項に変更があったと 期入所生活介護事業を	至地その他厚生労働 ↑護保険法施行規則 とき,又は休止した を再開したときは,	集者は、当該指定に係る 動省令(平成11年3月31 引」第131条)で定める 当該ユニット型指定短 厚生労働省令(同上) その旨を県知事に届け出	適・否

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 ・指定短期入所生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。 ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。			
		基準第140条の13 準用(第38条)	
		平13老振発第18号	
・「その完結の日」とは、個々の利用者につき、 契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入 所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一 連のサービス提供が終了した日を指す。			
・ (2)の①, ②においては、鹿児島県条例により、保存期間を5年間とする。		基準第140条の13 準用 (第139条の2第2項)	
下記の事項に係る変更の届出は適切に行われているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名,生年月日,住所及び職名 ③ 申請者の登記事項証明書又は条例等 ④ 当該事業を特別養護老人ホームにおいて行う場合又は併設事業所において行う場合にあっては,その旨	〇 変更届受理通知	法第75条第1項 施行規則 第131条第1項第八 号	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
	指定短期入所生活介 きは、厚生労働省令	護事業を廃止し, (同上)で定める	3業者は、当該ユニット型 又は休止しようとすると ところにより、その廃止 を県知事に届け出ている	: -
第6 電磁的記録	存書のかて第一のので第一のでは、い本情おのも磁識類うに、と、定に面に、いには、でつてのれたでのれたでのれたでのないに、は、と、定には、でのでは、でのでのないでは、では、と、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	その(書)では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	会は、 会は、 では、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での、 での	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
(多) 建物の構造概要及び平面図(当該事業を併設事業所において行う場合、併設本体施設又はユニット型事業所併設本体施設の平面図を含む。)並びに設備の概要 (多) 当該事業を特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行うときは事業開始時の利用者の推定数 (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日 (8) 運営規程 (9) 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容		法第75条第2項	
「電磁的記録について」 ・指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当の保存等に高負担保存等を ・指定居宅サービる者(以係存等を ・加速の保存は、の作うの、の事業者をででである。 ・あの事業者でである。 ・はる電磁的記録によりによるを ・はる電磁的記録によりに ・れたのに記録によるでは、 ・れたのに記録によるでは、 ・れたのではよるでは、 ・れたのでは、 ・れたのでは、 ・れたのでは、 ・れたのでは、 ・れたのでは、 ・れたのでは、 ・れたのでは、 ・のででででは、 ・のででは、 ・のででは、 ・のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで		基準 第217条解釈準用 第5雑則	

主眼事項	着	眼	点	自己評価

[電磁的方法について]		
•		
・ 利用者及びその家族等(以下「入所者等」と		
いう。)の利便性向上並びに施設等の業務負担		
軽減等の観点から、施設等は、書面で行うこと		
が規定されている又は想定される交付等につい		
て、事前に入所者等の承諾を得た上で、次に掲		
げる電磁的方法によることができる。		
① [電磁的方法による交付]		
基準省令第4条第2項から第6項までの規定		
に準じた方法によること。		
② [電磁的方法による同意]		
例えば電子メールにより入所者等が同意の意		
思表示をした場合等が考えられること。なお、		
「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内		
閣府・法務省・経済産業省)」を参考にするこ		
خ. 8 (- 		
③ [電磁的方法による締結]		
利用者等・事業者等の間の契約関係を明確に		
する観点から、書面における署名又は記名・押		
印に代えて、電子署名を活用することが望まし		
いこと。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」		
2年0月19日内阁府・法務省・経済産業省)]		
④ その他、左記(2)において電磁的方法による		
ことができるとされているものは、上記①から		
③までに準じた方法によること。ただし、基準		
省令又はこの通知の規定により電磁的方法の定		
めがあるものについては、当該定めに従うこ		
٤.		
⑤ 電磁的方法による場合は、個人情報保護委		
員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者にお		
ける個人情報の適切な取扱のためのガイダン		
ス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全		
管理に関するガイドライン」等を遵守するこ		
٤.		